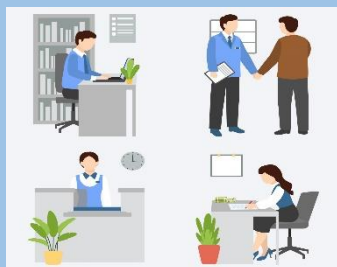


～沼津市に本社・研究所の
移転を考えてる皆様へ～

沼津市本社機能移転拡充 促進事業補助金のご案内

沼津市内に事務所・研究所等を新設又は増設すると
固定資産税相当額の一部を助成します！！

事務所



全社的な業務を行うもの又は複数の事業所に対する業務を行うもの
※調査・企画部門、情報処理部門、
研究開発部門、国際事業部門、
その他管理業務部門のいずれかのために使用するもの

研究所等



事業者による研究開発や人材育成において重要な役割を担うもの
(研修所も含まれる)

詳細については裏面をご覧ください

お気軽にご相談ください

(お問い合わせ先)
沼津市 産業振興部 産業戦略推進室
TEL：055-934-4744
〒410-8601 静岡県沼津市御幸町16-1



～沼津市本社機能移転拡充促進事業補助金～

<p>補助要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 静岡県から「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定を受け、2年以内に事務所・研究所等を新設又は増設していること ▶ 本社機能に係る事務所・研究所等を新設又は増設し、その取得価額の合計が3,800万円（中小企業者等は1,900万円）以上であること ▶ 事業供用開始後、新たに固定資産税が賦課される年度の前年度の9月末日までに市と協議を行っていること 		
<p>補助対象</p>	<p>整備計画に基づき取得する本社機能に係る事務所・研究所等（土地・建物・償却資産）の<u>固定資産税及び都市計画税</u></p>		
<p>補助率</p>	<p>区分</p>	<p>移転型</p>	<p>拡充型</p>
		<p>東京23区からの移転</p>	<p>東京23区以外からの移転、市内事業者における新たな整備</p>
	<p>初年度</p>	<p>4分の4</p>	<p>3分の3</p>
	<p>第2年度</p>	<p>4分の3</p>	<p>3分の2</p>
<p>第3年度</p>	<p>4分の2</p>	<p>3分の1</p>	
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 静岡県の「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に認定されると、県税（不動産取得税等）や国税（雇用促進税制等）の優遇措置も受けられます。 ▶ 事務所とは… 「調査・企画部門」「情報処理部門」「研究開発部門」「国際事業部門」「情報サービス事業部門」「その他管理部門」のいずれか 		